

一般社団法人秋田県バスケットボール協会 細則

後援名義使用許可

第1章 後援名義使用

第 1 条 後援名義使用については、会長決済により許可するものとする。

第 2 条 後援の定義

- 1) 原則として後援の名義は、主催者の申請に基づく行事等の趣旨について積極的に後援する価値のあるものに使用する。

第 3 条 主催者についての許可基準

- 1) 本協会加盟協会、各種連盟及び認定団体
- 2) 地方公共団体の行政機関
- 3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- 4) その他会長が特に認めた団体

第 4 条 事業内容についての許可基準

- 1) その目的が明らかにバスケットボール競技力向上及び普及・振興に寄与するものであること。
- 2) 営利・宣伝を目的としないこと。
- 3) 対象が広い範囲にわたるものであること。

第 5 条 その他の審査基準

- 1) 主催者の所在地、役員等が明確であること。
- 2) 開催にあたって、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と処置が講じられていること。

第 6 条 主催者の義務

- 1) 申請した事業計画の内容に変更があった場合、直ちに届け出て承認を得ること。
- 2) 事業終了後は、直ちに結果の報告書を提出すること。

第 7 条 経費の負担

- 1) 事業に伴う経費は主催者の負担とする。
- 2) 事業に伴う本協会役員及び専門委員会所属委員等の派遣は、原則として行わない。

第 8 条 申請添付書類

- 1) 開催要項
- 2) 収支予算書
- 3) その他

付 則 1 本細則は、2017年4月1日より施行する。